三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び西和賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年七月十日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県仙台市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県仙台市・黒川郡大和町・亘理郡亘理町（以上一市二町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

○国土交通省告示第六百八十二号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十七年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第九十六条第一項及び第二項の規定に基づき、無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者及び無料船員労務供給事業者が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、募集内容の的確な表示に関して適切に対処するための指針等の一部を改正する等の告示を次のように定める。

平成二十九年七月十日

国土交通大臣　石井　啓一

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

(二)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁並びに仙台市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百六十一号

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十九年度以降の五年間についての石油備蓄目標を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月十日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　山本　幸三

平成29年度以降の5年間についての石油備蓄目標

1　備蓄の数量に関する事項

備蓄の数量は、石油（石油ガスを除く。以下同じ。）にあっては、民間備蓄は我が国の石油の消費量の70日分に相当する量とし、国家備蓄は産油国共同備蓄の2分の1と合わせて我が国の石油の輸入量の90日分程度に相当する量とし、石油ガスにあっては、民間備蓄は我が国の石油ガスの輸入量の40日分に相当する量（ただし、石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第22条第1項に定める石油ガス基準備蓄量の改正は、国家備蓄目標の達成状況や石油ガスをめぐる国際情勢を踏まえて実施するものとする。）とし、国家備蓄は我が国の石油ガスの輸入量の50日分程度に相当する量とする。

2　新たに設置すべき貯蔵施設に関する事項

新たに設置すべき貯蔵施設は、石油にあっても石油ガスにあっても同様とする。

無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者及び無料船員労務供給事業者が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、募集内容の的確な表示に関して適切に対処するための指針等の一部を改正する等の告示

（無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者及び無料船員労務供給事業者が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、募集内容の的確な表示に関して適切に対処するための指針等の一部改正）

第一条　無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者及び無料船員労務供給事業者が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、募集内容の的確な表示に関して適切に対処するための指針（平成十七年国土交通省告示第二百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一　趣旨 この指針は、船員職業安定法（以下「法」という。）第四条、第十六条、第十九条及び第四十八条第二項に定める事項に関し、無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者及び無料船員労務供給事業者（以下「無料船員職業紹介事業者等」という。）が適切に対処するために必要な事項について定めたものである。 また、法第四十二条第一項、第四十八条第一項及び第五十二条において準用する法第十九条の規定により無料船員職業紹介事業者等が講ずべき措置に関する必要な事項と併せ、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の遵守等についても定めたものである。	第一　趣旨 この指針は、船員職業安定法（以下「法」という。）第四条、第十六条、第十九条及び第四十八条第二項に定める事項に関し、無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者及び無料船員労務供給事業者（以下「無料船員職業紹介事業者等」という。）が適切に対処するために必要な事項について定めたものである。 また、法第四十二条第一項、第四十八条第一項及び第五十二条において準用する法第十九条の規定により無料船員職業紹介事業者等が講ずべき措置に関する必要な事項と併せ、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき無料船員職業紹介事業者等が個人情報を適正に取り扱うために講ずべき措置に関する必要な事項についても定めたものである。
第四　法第十九条に関する事項（求職者等の個人情報の取扱い） 無料船員職業紹介事業者等は、法第四十二条第一項、第四十八条第一項及び第五十二条の規定において準用する法第十九条の規定に基づき、求職者等の個人情報を取り扱うに当たっては、次に掲げる事項について適切に対処すること。 一・二　（略）	第四　法第十九条に関する事項（求職者等の個人情報の取扱い） 無料船員職業紹介事業者等は、法第四十二条第一項、第四十八条第一項及び第五十二条の規定において準用する法第十九条の規定に基づき、求職者等の個人情報を取り扱うに当たっては、次に掲げる事項について適切に対処すること。 一・二　（略）